

大阪府における小学校・中学校
教育課程の在り方について
(答申)

平成3年7月31日

大阪府学校教育審議会

平成3年7月31日

大阪府教育委員会

委員長 若 槻 哲 雄 殿

大阪府学校教育審議会

会長 金 子 照 基

大阪府学校教育審議会

小学校・中学校教育課程分科会

会長 松 浦 宏

本審議会は、大阪府教育委員会から「大阪府における小学校・中学校教育課程の在り方について」諮問を受け、昭和63年8月以降、小学校・中学校教育課程分科会を設置し、慎重な審議を行った結果、次のような結論を得たので答申します。

はじめに

小学校の教育課程は、平成4年4月1日から、中学校の教育課程は、平成5年4月1日から、それぞれ新しい基準によって実施されることとなった。

今回の教育課程の基準の改訂は、今日の社会の著しい進展に伴い、児童生徒がこれに主体的に対応して生きていくことができる資質を養うことをねらいとして行われ、生涯学習の基礎を培うという観点から、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図るため、「心豊かな人間性の育成」「自己教育力の育成」「基礎・基本の重視と個性教育の推進」「文化と伝統の尊重と国際理解の推進」を重視している。

今日、国際化や情報化が進む社会の中であって、児童生徒がこれからの社会で心豊かに生活を営むためには、ある一定期間の学校教育で足りるものではなく、生涯にわたって、常に新しい知識や技術を習得していくことが必要である。

児童生徒が生涯を通じて学習することを可能にするとともに、自己向上の努力を成し得るためには、義務教育の段階で、その基盤を培うことが重要である。

本来、学校教育は、憲法及び教育基本法をはじめとする教育関係諸法令に基づき、児童生徒の人格の完成を目指し、平和的な国家・社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成を期して行われ

なければならない。

本分科会では、このような観点から、学校教育において、人間としての調和のとれた人格形成を目指し、自ら学ぶ意欲を身につけた、次代を担うにふさわしい、心身ともに健康な児童生徒を育成するために「社会の変化に対応した学校教育の創造」を実現することが、何よりも大切であると考え、審議を進めてきた。

なお、この審議の中で、府下の小・中学校における教育課程の実施状況をもとに問題点や課題を明らかにし、より一層充実した教育活動が展開されるための方途についても検討を重ねた。

以下、第1章においては「学校教育の現状と問題点について」考察し、その上にたって、第2章では「社会の変化に対応した学校教育の創造について」新学習指導要領に基づいた教育課程の編成や今後の学校教育をどのように進めるかについて、当審議会の見解を述べ、第3章においては「教育課程編成・実施上留意すべき事項について」述べることとした。

第1章 学校教育の現状と問題点について

1 学校教育の現状

我が国は、明治以降の近代化を進める中で、西欧先進諸国の産業や文化をモデルとしつつ、その生活水準に追いつくべく、産業の発展に努力を続けてきた。学校教育も、その枠組みの中で諸制度が整備され、その普及に努め、国民に対する教育の量的拡大が達成され、高学歴社会を形成するに至った。

学校教育の普及が、産業生産性の向上に大きな効果をもたらし、我が国の産業発展の重要な基盤となっていると言われている。現在、世界有数の経済大国と言われる我が国は、その物質的な豊かさを享受しつつ、国民の多数が中流意識をもつに至っている。

ところで、我が国をはじめ、工業先進国は科学技術の進歩と経済活動の発展により、物質的な豊かさを生むに至ったが、とりわけ、コンピュータを中心とする情報技術・通信技術の進展は高度情報化社会を生み出し、交通手段の発達とあいまって、人、もの、情報が国境を越えて交流することを容易にし、いわゆるボーダレスの社会を迎えたのである。

その結果、一方では、情報化、国際化、価値観の多様化など、人人のものの考え方から行動様式や生活様式に至るまで、社会の各方面にわたる変化をもたらすとともに、他方では、酸性雨、オゾンクライシス、熱帯雨林の危機など、地球規模での環境問題も生じてい

る。

こうした社会の変化の中で、学校教育の在り方にも変革が求められている。

従来の学校教育においては、量的拡大が第一の目標であったため、一人一人の子どもの特性や個性に対応した教育等、教育の質にかかわる問題については配慮されることが少なかった。生活にゆとりができ、人々の考え方や価値観が多様化していく社会の潮流の中で、学校教育に対する多様な要求や指摘がある。すなわち、環境教育、消費者教育、男女平等教育、福祉教育といった教育を学校教育に取り入れられるよう求められている。

また、一斉指導や指導の画一化の弊害、児童生徒の生活体験の変化、学校への不適應等の諸問題の指摘もなされている。まさに、学校教育の「変化への対応」や「量の拡大から質の充実への転換」が迫られているのである。このような情勢の中で、保護者の子どもへの期待は大きく、高校・大学への進学のため、過度の塾通いなど受験競争が著しくなっている。

近年、出生率が低下する傾向にあって、児童生徒数が減少しており、小規模校における教育活動や学校運営に支障が生ずる場合もみられる。

これらの問題を解決するには、学校教育の場においては、指導法における一斉・画一化の傾向から脱却し、多様な指導形態を工夫して個別指導やグループ指導を取り入れるなど学校運営の弾力化を図

っていくことが求められており、学校教育を離れた場においても、児童生徒の家庭や地域での生活とも密接に関連させた対策を講じていくことの必要性が高まっている。

2 学校教育に関する諸問題

現在の学校教育においては、学習指導においても生徒指導においても、その指導方法が画一的であるという指摘がある。一人一人を大切にできる教育の充実を唱えながらも、学習内容も知識の習得を中心とした傾向が強く、それに対応する指導の在り方や指導技術が伴わないことが多く、生徒指導にあっては、児童生徒一人一人の性格や心情等の個人の諸条件が無視され、在り方生き方にリンクしない指導が多いとの指摘もある。教員の指導の在り方に対する評価が不足しており、教員自身の指導技術の向上に役立てるような評価を重視し、指導力を高めるための工夫が求められている。

具体的には、次の諸問題が考えられる。

① 教科等の指導について

学校教育の中心は、教科等の学習活動を通しての基礎学力を身につけさせることにある。現在の学校教育において行われている一斉指導や指導の画一化がもたらす弊害を除去し、児童生徒一人一人の個性を生かし、自ら学ぶ意欲の育成や思考力、判断力、表現力などの能力を重視した新しい学力観に立脚した指導法の研究開発が求められている。

② 進路指導について

学歴社会の影響から進路結果だけが表面化する傾向にあるが、いわゆる人間の生き方を学ぶという本来の進路学習を重んずるという観点から、進路決定までの進路選択の過程を大切にすることが必要である。

③ 生徒指導上の諸問題について

校内暴力や対教師暴力の問題、喫煙の問題などがある。また、不登校児童生徒の問題もその一つであるが、この問題の解決に当たっては、児童生徒と学校及び保護者との相互のかかわりや地域の協力等について、より一層の検討がなされなければならない。これまで補導の意味でとらえがちな生徒指導の見直しが必要である。

④ 海外からの帰国児童生徒に対する指導の在り方や外国人に対する指導の問題について

近年、帰国児童生徒や外国人の子どもたちの数が年々増加する傾向にある。異文化体験をした子どもたちのもっている資質の保持伸長を図る教育とその体験を他の児童生徒に広める教育の在り方はこれからの教育にとって大切な問題である。

⑤ 教員の資質向上に関する問題について

教員に対し、専門的知識に裏付けされた実践的な指導力の向上のほか、コンピュータ等の情報機器の活用、児童生徒の個人差に対応できる力量をつけることが求められている。そのため、研修制度の拡充、校内研修や教員自身の自己研修の充実などが必要である。

第2章 社会の変化に対応した学校教育の創造について

学校は児童生徒が生涯を通じて自らの成長を図り、社会の変化、文化の発展に主体的に対応できるようにするため、人権尊重の精神に徹した人間の育成を目標とし、児童生徒の学力の向上と豊かな個性や創造力を伸ばし、強靱な体力を養うべく努力しなければならない。

1 心豊かな人間の育成を目指す学校教育の創造

近年における社会の急速な変化は、学校教育にも大きな影響を与え、いわゆる学歴偏重の社会的風潮や受験競争の過熱化、青少年の問題行動の増加などを生み出し、大きな社会問題ともなっている。

このような学校を取り巻く変化に対応するため、初等中等教育においては、生涯教育の基盤を培うという観点に立ち、「豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成」すなわち「心の教育」については各教科、道徳及び特別活動など教育活動全体を通して多様な取り組みを進める必要がある。また、人間としての在り方生き方について自覚を深め、日常生活における基本的な生活習慣や望ましい道徳性を身につけていくことが極めて重要である。

各教科の指導においては、児童生徒に学習への意欲を喚起し、学ぶことの楽しさや成就感を味わわせるとともに、何をどのように学ぶかという学習の仕方を身につけさせることが大切である。

そして、学校教育力の向上を図り、家庭・地域との連携を密にするとともに、自然との触れ合いや、友人との遊び、地域社会の人々との触れ合いを通し、豊かな生活体験をもたせることが大切である。

2 情報社会に生かす学校教育の創造

今日、コンピュータ等の新しい情報手段が、家庭や学校の中に取り入れられ、社会の情報化は、今後、更に進展していくものと予想される。このため、初等中等教育においても、これらの高度情報社会に生きる児童生徒に必要な資質を養う必要がある。コンピュータ等の新しい情報手段は、学習の多様化、学習の効率化において極めて大きな可能性を有しており、その積極的な活用を図ることによって情報活用能力の育成など、学校教育の活性化が期待される。

コンピュータ等の学校教育への導入に当たっては、児童生徒の理解を助け、思考力を鍛え、創造性を発揮させるという視点と、新しい情報手段に慣れ親しむことにより、情報リテラシーを形成していくという視点が必要である。そのためには、コンピュータ等の情報手段を適切に活用し、学校における学習指導の充実、とりわけ、個々の児童生徒の学力差、学習速度、学習の方法、興味・関心等に応じ、指導の充実を図るための指導技術の研究開発を行うことが大切である。

小学校においては、学習活動の中で、ごく自然な形で情報手段としてのコンピュータ等を取り入れ、慣れ、親しむことを第一としな

から、学習指導の道具として利用したり、学習の遅れがちな児童に対する補充学習の一助としたり、創造的な芸術教育等に役立てたりするなど多種多様な活用が考えられる。

中学校においては、コンピュータの具体的な操作や簡単なソフトを活用して初歩的な情報処理能力を形成し、将来の円滑な活用に役立て得るような基礎的基本的な知識や技能・態度を身につけさせ興味・関心をもたせることが期待される。

各学校において、情報化に対応する教育を進めるに当たっては、情報技術に対する過度の依存からくる偏った情報や誤った情報に左右されたり、機械依存による錯覚を起こしたり、一方的・画一的な情報の伝達があったりするなどのマイナス面にも十分配慮しながら、情報手段の在り方についての研究に努め、情報活用能力の育成を図る必要がある。

3 国際化に対応する学校教育の創造

今日、どこの国も、国際化社会の中で孤立しては生きられないという「新しい国際化」の時代に入っている。

この国際化の進展に伴い、教育課程の中での国際理解教育の推進として、英語を含む外国語教育の充実、社会科をはじめとする各教科、道徳及び特別活動を通して外国についての理解など、適切な国際理解教育を深めていくことが必要となっている。

また、海外からの帰国児童生徒、中国からの帰国者の児童生徒や

海外からの来日外国人の児童生徒が増加している。それらの児童生徒の円滑な受入れと受入れ後の適切な指導の在り方などの充実に努めるとともに、内なる国際化ともいうべき在日外国人の児童生徒に対する教育の在り方についてもその充実を図らなければならない。

これからの社会にあっては、外国人とのコミュニケーションができる能力を身につけることが重要であり、そのための外国語教育の充実が必要である。

4 個性を生かす学校教育の創造

これまでの学校教育には、ややもすれば、画一的・硬直的で社会の変化や児童生徒の実態に適切に対応していないという批判や反省の声がある。

これからの教育は、単なる知識や技能の伝達に終わるのでなく、児童生徒の個性を尊重し、自主性・主体性を重視した指導観に転換していく必要がある。

そのためには、児童生徒の体験学習の積極的な導入や発達段階に即したカリキュラムの編成が必要である。特に、中学校においては、選択教科の履修幅の拡大を通じて、生徒一人一人の個性を生かし、多様な能力を最大限に伸長させることが大切である。選択教科を実施するに当たっては、そのための教員配置の問題や施設設備の充実等の条件整備を行うとともに、生徒の希望をどのように受け入れ、個性を生かす指導や評価をどのようにするかが検討されなければな

らない。

同時に学習形態や指導体制の工夫、教育機器の利用など指導の在り方に関する研究を深め、児童生徒一人一人に対して、個に応じたきめ細かな指導を通して、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。この個性重視の教育を進めるためには、教員の資質と指導力の向上に努めるとともに、教員の研修時間が保障されるなどが重要である。

5 体験を取り入れた学校教育の創造

近年、大阪府においても、社会環境の変化等により、子どもの人格形成上重要な意味をもつ自然体験、社会体験、勤労体験等日常生活の中での体験活動が乏しくなってきた。児童生徒に学校教育の場で、多様な体験をさせ、将来の自己学習の基盤を形成し、個人の特性や能力を発見させ、生涯学習への意欲を高めることは重要なことである。

学校教育における体験活動としては、農業体験や山林活動、川遊びなどの「自然体験的活動」、地域調査や博物館等の見学、遺跡等の見学調査等の「社会体験的活動」、地域における清掃活動、福祉活動等に参加する「勤労体験的活動」などが考えられる。

これらの活動を通して、異質集団（異学級集団、異年齢集団など）での活動の経験、様々な失敗体験や全人的な活動等の経験をすることが大切である。

具体的に学校教育の中での体験をさせる場としては、生活科をはじめとする各教科、特別活動、ゆとりの時間や学校行事などを有効に生かすことが考えられる。

とりわけ、生活科については、小学校において、児童に自らの活動の楽しさや問題解決を通しての成就感を味わわせ、学習活動の意欲や態度を育てることに主眼をおき、児童の直接的な体験を重視した指導計画を作成することが大切である。

このような体験活動を実施する際には、授業時間の弾力的な取扱いをすることにより、より効果があがると考えられる。

6 地域に開かれた学校教育の創造

学校教育の指導体制や教育活動の実態が地域の人々に理解され、それに基づいて学校に対して積極的な協力がなされるようになることは、学校の教育力を一層高めることにもつながる。

これからの学校は、地域社会や家庭に対してより開かれた学校運営を行い、地域と学校が一体となって子どもの教育に努めなければならない。

各学校においては、日ごろから地域に居住する専門的知識や技術をもった人々について情報の把握に努め、教育活動の適切な場でこれらの人々の協力を得ることによって、学校教育の充実に努めることが望ましい。

また、直接体験を重視する教育を推し進めていくとき、学校の施

設備だけでは、充実した活動に不足をきたす場合も考えられる。

さらに、異校種間の交流や隣接校との交流などを通じて、お互いの学校生活の異同に気づき、よりよい学校生活の創造に努めることも大切である。

その際、適切な教材を求め、学校外に出向いて、学習ができるよう、教育方法の改善を図っていく必要がある。

7 人権を尊重する学校教育の創造

1から6までに指摘した学校教育の推進に当たっては、その基本として人権を尊重する教育が最も重視されなければならない。

差別のない社会を築くためには、日本国憲法及び教育基本法の本質に基づき、すべての教育活動において人権尊重の視点を踏まえ、段階的・系統的な指導計画を立て、児童生徒の実態や発達段階に即して積極的な指導をする必要がある。

個人の尊厳を重んじ、生命の安全や自由が保障されることは、幸福な生活を求める国民の当然の権利であり、豊かな人間性を育成する基本原則である。

国の「同和対策審議会答申」、「大阪府同和対策審議会答申」の趣旨及び「大阪府同和教育基本方針」の精神を踏まえ、同和教育を積極的に推進し、在日外国人や障害者の問題、男女の平等の問題などについて正しい理解を図るための指導を充実する必要がある。

第3章 教育課程の編成・実施上留意すべき事項

1 教育課程編成・実施上の原則

各学校においては、人権尊重の精神に則り、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階と特性を十分考慮するとともに、以下のことにも留意しつつ、適切な教育課程を編成して、実施する必要がある。

- ① 各学校は、学習指導要領を基準とし、学校生活全体を通じて児童生徒の個性の伸長を目指すとともに、ゆとりのあるしかも充実した教育活動が展開できるよう創意ある教育課程を編成すること。
- ② 教育課程の編成・実施に当たっては、年間指導計画を作成し、各教科、道徳及び特別活動の指導内容相互の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
- ③ 教育課程の経営に当たっては、これを固定的にとらえるのではなく、学校教育目標を実現するという観点から常にこれを評価し、その改善に努めること。

2 学習指導方法の工夫・改善

学校における教育活動の中心は学習指導である。各学校においては、この点を十分認識して、児童生徒に学力を確実に身につけさせるよう努めなければならない。そのために、適切な学習集団の編成、

ティームティーチングの導入や個別指導など、学習指導法の工夫・改善に努める必要がある。

学習指導の基本的なねらいは、一人一人の児童生徒に学習することの喜びを味わわせたり、学習の仕方を身につけさせたりすることにより、学習に取り組む意欲を高め、その結果として習得された基礎的学力を通して人間形成を図ることにある。

以上の観点から、次のことに配慮することが大切である。

- ① 基礎的・基本的な内容を児童生徒一人一人の自己実現に役立つものとして身につけさせるため、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性を十分に考慮し、個に応じた指導を工夫すること。
- ② 児童生徒が進んで疑問をもったり、課題を見つけたり、考えたりすることを大切にし、思考力、判断力、表現力などの能力が育成されるよう、指導過程の工夫をすること。
- ③ 児童生徒一人一人が自分なりのものの見方、考え方、感じ方をもち、それを表現できるような学習の場を設定すること。
- ④ 児童生徒一人一人が個性を発揮して活動しながら、自らの個性を生かせるような学習の場を工夫すること。
- ⑤ 体験的な学習の場を重視すること。
- ⑥ 学習の結果のみにとらわれず、その過程を大切にし、児童生徒一人一人がどのような見方、考え方をもち、課題を追究しているかを的確に把握し、適切な指導・援助・評価に努めること。

3 小学校低学年における生活科の取扱い

低学年児童の発達特性を考慮し、個性や体験を重視した児童主体の学習を具体的に展開するよう努める必要がある。

そのためには、児童が興味や関心をもって取り組める教材を児童の身近な生活圏の中から開発し、地域の特性を生かした年間指導計画を作成するとともに、地域の自然環境の保全や学校の施設設備の充実に努めなければならない。

また、生活科は、学校から地域へ出での活動や、地域に居住する人々の協力を得た学習がより効果的であることも考慮し、学校と地域や家庭との十分な連携が必要である。

4 中学校における選択教科の取扱い

中学校段階では、生徒の特性や個性に配慮し、その特性や個性を生かす教育を充実するという立場で選択教科の拡大を図ることが大切である。この趣旨を実現するためには、生徒を学習の主体者に据えた学習内容や指導方法になるよう、教員の意識変革を図る必要がある。その際、選択教科と必修教科の授業時数などの設定は、相互に十分関連づけて設定することや生徒の負担過重にならないことに留意し、標準の年間授業時数を上回ることがないようにしなければならない。

また、履修の選択は生徒が行うことを主眼に置くことが趣旨であることを踏まえ、生徒の個性が生かせるように、興味・関心等を尊

重して、選択できる教科の種類の拡大に努めなければならない。

5 教育課程の評価と改善

各学校におけるすべての教育活動は、学校教育目標の達成に向けて実施されなければならない。そのためには、それぞれの学校において、教育課程の編成及び実施の状況について常に評価し、改善の必要が認められれば、直ちにその方策を考え実行しなければならない。教育課程の編成・実施状況の評価は、正しい学校教育の運営改善に欠かすことのできない重要な手続きと言える。

教育課程の評価は、各教科、道徳及び特別活動を中心として学校における児童生徒の教育活動すべての計画及び実施の状況について行う必要がある。そのためには、各学校において、学校目標に対応する評価の観点を定め、計画的に評価することが望ましい。

さらに、評価情報を学校目標、教育課程の経営にフィードバックさせていくための評価システムを確立し、各教科単位、クラス単位、学年単位、学校全体といったレベルでの適切な評価活動を通して学校教育の改善に努めることが大切である。

6 教員の研修

学校教育がかかえている生徒指導や学習指導上の諸問題の解決に当たっては、直接、児童生徒と接する教員の人間性や教育者としての資質に裏打ちされた指導技術に負うところが多い。

教員はその職責を遂行するため、幅広い人間性を持つとともに、すぐれた識見と指導力を備え、教育内容に精通し、常に創造的な教育活動ができる指導者でなければならない。そのためには、教員は、絶えず積極的に研究と修養に努めることが大切である。そして、学校においては、全教職員が参加する研修の充実に努め、教科や学年等を単位とする研修も活発に行うことが望ましい。また、教育委員会においては、教員の研修を奨励し、その機会を拡充するなどして、教員の資質の向上に努めることが大切である。

7. 教育諸条件の整備・拡充

学校教育を充実し、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図るためには、次の教育諸条件を整備・拡充することが望ましい。

① 大阪府教育委員会は、個性を重視した教育を進める上で、学校教育における教員組織の強化のための教員定数及び教員配置の見直しに努めるとともに、必要に応じてその改善について、国に強く要望すること。

② 各市町村教育委員会は、小学校の生活科、中学校の選択教科の履修幅の拡大等に伴い、必要な施設設備の充実に努めるとともに、学習に必要な地域環境の整備・開発について関係諸機関との連携を図ること。

また、児童生徒の減少に伴う余裕教室の活用についても配慮す

ること。

- ③ 学校は、校長を中心として教員が一体となって、その学校にふさわしい教育課程の編成を行うこと。また、教育課程の実施において、授業時間の弾力的な扱いやチームティーチング等指導方法の工夫について積極的に取り組むこと。
- ④ 各教育委員会と学校は協力して、コンピュータを活用しての学習指導の充実や、コンピュータに関する教育を円滑に行うため、ハードウェアの整備と併せ、ソフトウェアの開発・整備を図ること。